

住宅改修の申請、支給について

【事前申請について】

① 申請書の記載	これまでは、「着工日」と「完成予定日」欄を空欄で提出いただいていましたが、今後は、「着工日（目安）」と「完成予定日」を記載してください。
----------	--

※別添申請書を参照

②入院中の申請	入院中は基本的に申請できません。ただし、自宅退院に際し、住宅改修が必要である場合など、例外的に申請できる場合もあります。
---------	--

【事後申請について】

③認定期間と領収書	認定期間終了後、更新の手続きをせず認定切れとなっている、又は更新申請の結果が非該当となった後に、領収書を受領した場合は、介護給付費を支給できません。
-----------	--

④支給額の決定	支給額は、申請日時点ではなく、領収書受領日時点の負担割合に基づいて決定します。例年、8月1日から負担割合の年度更新を行います。工事期間が7月から8月にかけて予定される場合は、負担割合が変わっていないか、特にご注意ください。その他、世帯人数が変わった場合など随時負担割合が変更になる可能性があります。負担割合が変更になった場合は、本人様またはケアマネージャーへご連絡をし、新しい負担割合証を送付いたします。
---------	--

⑤申請後の工事変更について	事前申請後、確認通知書を送付した後、改修内容を変更する場合は、再度、変更した内容で事前申請を行ってください。変更した内容を大村市が確認していなければ、介護給付費を支給できません。
---------------	---

⑥入院中の事後申請について	事前申請後本人が入院した場合、工事完工していても、退院してからでないと事後申請できません。入院中に事前申請を受け付けたケースについても同様に退院後、事後申請を行ってください。
---------------	---

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

		個人番号											
フリガナ		保険者番号											
被保険者氏名		被保険者番号											
生年月日	年 月 日生												
住所	〒 電話番号												
住宅の所有者	本人との関係（ ）												
改修の内容・ 箇所及び規模	業者名												
	着工日	年 月 日											
	完成日	年 月 日											
改修費用	円												
大村市長様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号 印													

見込み
で記入

（注意）・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 労働金庫	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他						
	フリガナ 口座名義人								